

# バリアフリー法に基づく 基本方針における 2021 年度以降の バリアフリー整備目標について

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課 主査 こなり たくや 小成 卓也



## 1 背景

我が国では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。以下、「バリアフリー法」という）において、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、主務大臣がバリアフリー化の促進に関する「基本方針」を定めることとされており、平成 18 年 12 月に各種施設等のバリアフリー化の整備目標などを盛り込んだ基本方針を定め、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携して、バリアフリー化が推進されてきました。

平成 23 年 4 月には、令和 2 年度までの 10 年間を目標期間とする現行の基本方針への改正がなされ、例えば、旅客施設に関しては、これまで 1 日当たりの平均利用者数が 5,000 人以上の施設について、原則としてすべて段差の解消等のバリアフリー化を行う目標から、地方部も含めた一層のバリアフリー化を推進するため、1 日当たりの平均利用者数が 3,000 人以上の施設について原則すべてバリアフリー化を行う目標とされました。

さらに、平成 31 年 4 月にはバリアフリー法改正に伴い、新たにバリアフリー基準の適合対象に追加された貸切バス及び遊覧船等に関する目標を設定するとともに、福祉タクシーや航空機に関する目標の上方修正等も行ってきました。

これまでの取組を通じて、我が国のバリアフリーはハード面において一定程度進展（図－1～3）してきましたが、現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和 2 年度までの期限となっていることから、令和元年 11 月より、学識経験者、障害者団体及び事業者団体の代表等から構成された、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」（以下、「あり方検討会」という）において目標の見直しに向けた検討を重ねてきました。

一方、令和 2 年 5 月には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の公布・施行（平成 30 年 12 月）や東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京大会」という）を契機とした共生社会の実現に向けた機運の醸成等を受け、「あり方検討会」2020 報告書等を踏まえ、東京大会のレガシーとしての真の共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化するため、バリアフリー法が改正されました（図－4）。

このような中、あり方検討会において、同年 7 月に次期バリアフリー整備目標（以下、「次期目標」という）に関する考え方を整理した「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標」について中間とりまとめが行われ、同年 11 月に最

終とりまとめが行われました。

4月1日より次期目標が施行されます。

これを受け、基本方針の改正を行い、令和3年

○平成22年度までに1日当たり5,000人以上、また、平成23年度以降は1日当たり3,000人以上の利用者のある旅客施設について、基本方針の目標に基づきバリアフリー化が着実に進展。

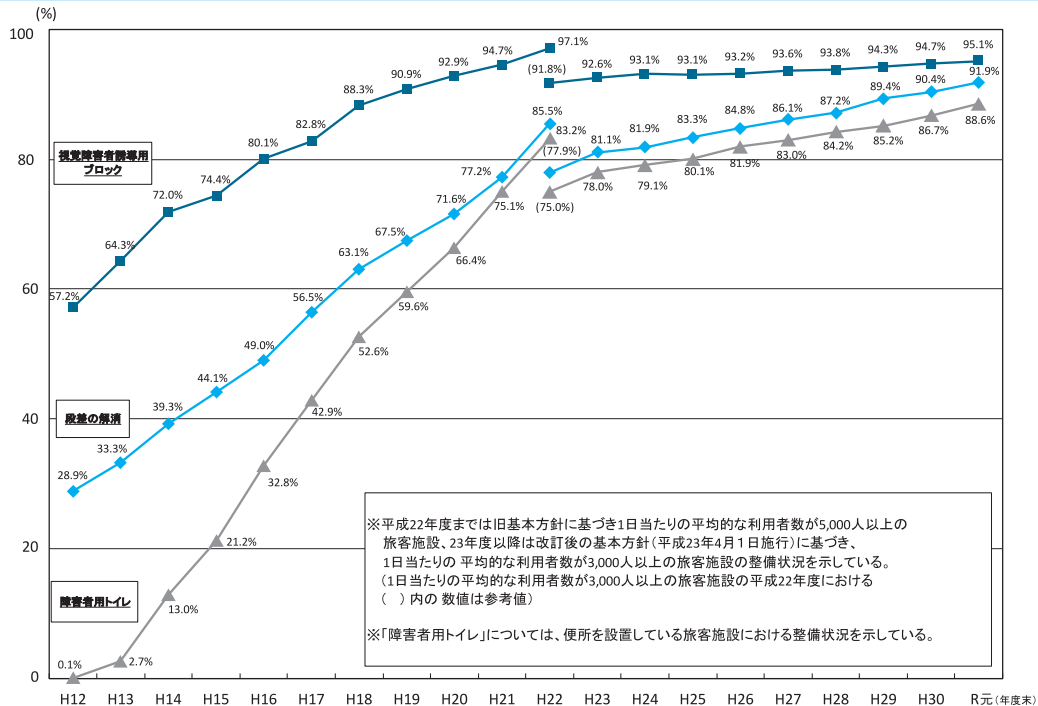


図-1 旅客施設のバリアフリー化の推移 (公共交通移動等円滑化実績等報告による)

○鉄道、路線バス、船、航空の各モードにおいて、車両等を新たに導入することによりバリアフリー化が着実に進展。

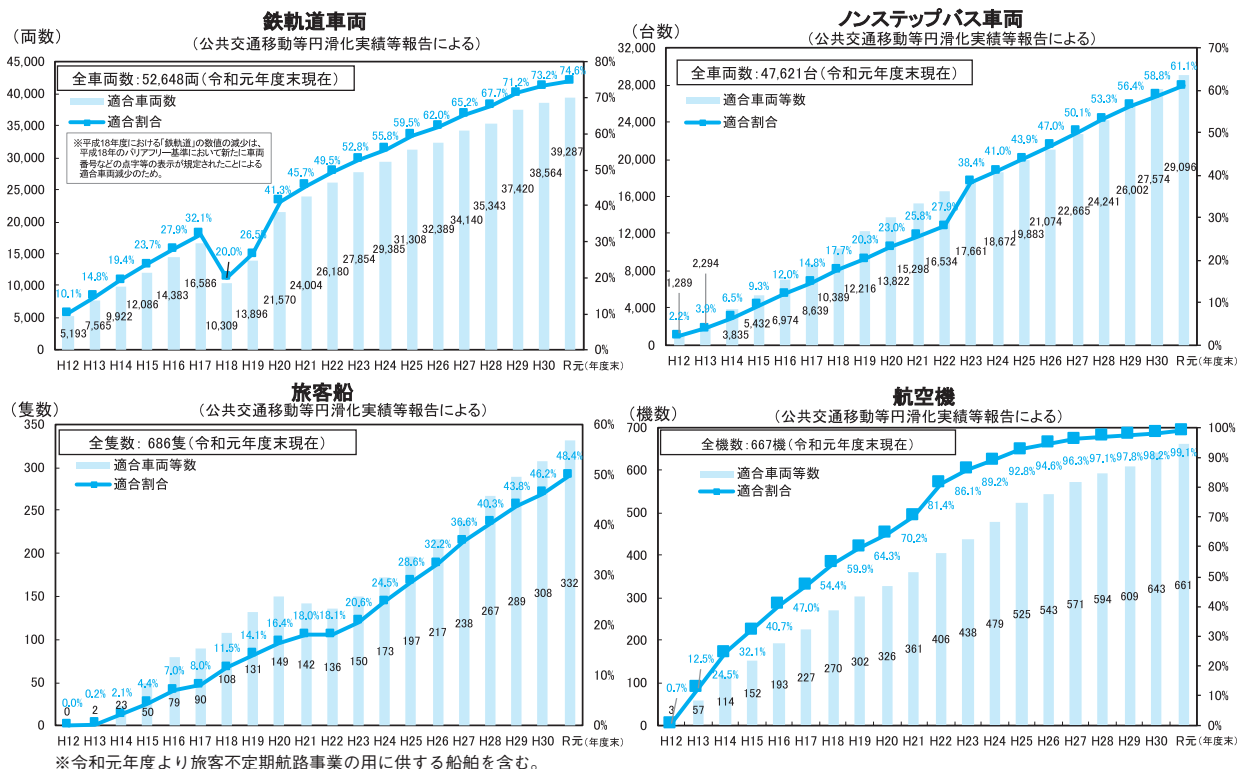
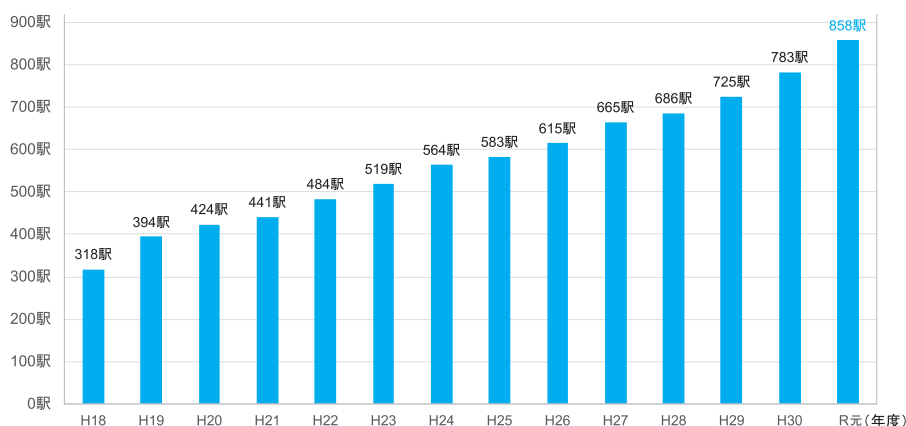


図-2 車両等のバリアフリー化の推移

## ◆ホームドアの整備目標

車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、**可能な限り設置を促進**する。



図－３ 鉄軌道ホームドア設置状況の推移

## ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

&lt;予算関連&gt;

## 法律の概要

※青字：令和2年6月19日施行 紺字：令和3年4月1日施行

## 1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設（※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

## 2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

- (1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進
  - 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
  - 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加
- (2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）
  - 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
  - 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助（※予算関連）
  - バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験 車椅子サポート体験

## 3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

図－４ 令和２年バリアフリー法改正の概要

## 2

2021年度以降の基本方針に係る  
次期目標のとりまとめ概要（図－５）

## (1) 設定に向けた見直しの視点

現行バリアフリー整備目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗が図られました。

一方、現行目標は利用者数に着目した重点化がなされていること、個々の施設等のハード面の目

標にとどまっていること等から、地方部におけるバリアフリー化、聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化、移動等円滑化促進方針（以下、「マスタープラン」という）及び移動等円滑化基本構想（以下、「基本構想」という）による重点的・一体的なバリアフリー化、ハード面のみならずソフト面のバリアフリー化等が課題となっています。

このため、次期目標については、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、以下の点に留意しています。

| 背景                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>➤ 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、<b>学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただきながら</b>、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、<b>次期目標をとりまとめ</b>。</p> <p>(第8回検討会：令和元年11月15日、第9回検討会：令和2年1月16日、第10回検討会：令和2年6月17日、第11回検討会：令和2年11月18日)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 次期目標の設定に向けた見直しの視点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。</p> <p>・次期目標については、<b>ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進</b>していく観点から、<b>以下の点に留意</b>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各施設等について<b>地方部を含めたバリアフリー化</b>の一層の推進<br/>(平均利用者数<sup>※1</sup>が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)</li> <li>➤ <b>聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー</b>の進捗状況の見える化<br/>(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)</li> <li>➤ <b>マスタープラン・基本構想の作成</b>による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進</li> <li>➤ 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「<b>心のバリアフリー</b>」<sup>※2</sup>の推進</li> </ul> <p>※1：新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮した上で、取り組む。</p> <p>※2：「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という「障害の社会モデル」を理解すること、「障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている。</p> |
| 目標期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>・現行目標期間：平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間</p> <p>・次期目標期間：社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、<b>おおむね5年間</b><sup>※3</sup></p> <p>※3：新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

図－5 バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標の最終とりまとめ概要

- ・各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進
- ・聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化
- ・マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
- ・移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」の推進

## (2) 目標期間

現行の基本方針の目標期間は、平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間となっている一方で、同じく施設整備に関する施策を記載している社会資本整備重点計画については、社会資本整備重点計画法施行令第3条に基づき、おおむね5年が一期とされています。また、バリアフリー法第24条の3及び第25条の2に基づき、市町村は、マスタープラン及び基本構想をおおむね5年ごとに見直すよう努めることとされており、同方針及び同構想に紐づく施設や車両等もおおむね5年を単位に整備状況が進展することが前提とされています。

さらに、少子高齢化社会への対応、新型コロナウイルス感染症による影響への対応や技術の進捗

状況を踏まえ、時代の変化により早く対応することが必要となっています。

以上のことから、次期目標の期間については、令和3年度から令和7年度までの5年間としました。なお、新型コロナウイルス感染症による更なる影響(旅客施設等における平均利用者数の大幅な減少等)、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努めることとしています。

## 3 次期目標に関する考え方

次期目標においては、表－1、2のような考え方に基づき、各施設等のバリアフリー化を一層推進するとともに、面的なバリアフリー化やソフト面でのバリアフリー化を推進していきます。

なお、目標の達成に向けた施策の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響等も踏まえ、施設設置管理者の負担についても考慮し、引き続き、必要な財源措置を含め、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携・創意工夫しながら、利用者ニーズが高いものを優先して取組を進めていきます。



表ー1 各施設等の2025年度末に向けた次期目標について① (青字下線：現行目標からの追加・変更)

|                                     |                        |                  | 2019年度末<br>(現状)                                                                                                                                      | 2025 年度末までの目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------|------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鉄軌道                                 | 鉄軌道駅<br>(※ 1)          | 段差の解消            | 92%                                                                                                                                                  | ○バリアフリー指標として、案内設備（文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等）の設置を追加<br>○3,000 人以上 / 日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた 2,000 人以上 / 日の施設を原則 100%<br>○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化<br>※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないように、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める<br>※駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める |
|                                     |                        | 視覚障害者誘導用ブロック     | 95%                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                     |                        | 案内設備<br>(※ 2)    | 74%                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                     |                        | 障害者用トイレ<br>(※ 3) | 89%                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                     | ホームドア・可動式ホーム柵          |                  | 858 駅                                                                                                                                                | ○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、全体で 3,000 番線<br>○うち、10 万人 / 日以上のは 800 番線                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 鉄軌道車両 (※ 4)                         |                        | 75%              | ○約 70%<br>※令和 2 年 4 月に施行された新たなバリアフリー基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを 1 列車につき 2 箇所以上とすること等を義務付け）への適合状況（50%程度と想定）を踏まえて設定<br>※新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| バス                                  | バス<br>ターミナル<br>(※ 1)   | 段差の解消            | 95%                                                                                                                                                  | バリアフリー指標として、案内設備（文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等）の設置を追加<br>○3,000 人以上 / 日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた 2,000 人以上 / 日の施設を原則 100%<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                     |                        | 視覚障害者誘導用ブロック     | 98%                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                     |                        | 案内設備<br>(※ 2)    | 76%                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                     |                        | 障害者用トイレ<br>(※ 3) | 84%                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                     | 乗合バス<br>車両 (※ 4)       | ノンステップバス         | 61%                                                                                                                                                  | 約 80%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                                     |                        | リフト付きバス等（適用除外車両） | 5%                                                                                                                                                   | ○約 25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化<br>○1 日当たりの平均的な利用者数が 2,000 人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設（指定空港）へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約 50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする                                                                                                                                                                                       |
| 貸切バス車両 (※ 4)                        |                        | 1,081 台          | 約 2,100 台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等 (※ 5) の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| タクシー                                | 福祉タクシー車両 (※ 4)         |                  | 37,064 台                                                                                                                                             | ○約 90,000 台<br>○各都道府県における総車両数の約 25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 船舶                                  | 旅客船<br>ターミナル<br>(※ 1)  | 段差の解消            | 100%                                                                                                                                                 | ○バリアフリー指標として、案内設備（文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等）の設置を追加<br>○2,000 人以上 / 日の施設を原則 100%<br>○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                                                                                                                  |
|                                     |                        | 視覚障害者誘導用ブロック     | 100%                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                     |                        | 案内設備<br>(※ 2)    | 54%                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                     |                        | 障害者用トイレ<br>(※ 3) | 100%                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 旅客船（旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。）<br>(※ 4) |                        | 48%              | ○約 60%<br>○2,000 人以上 / 日 のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化<br>○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 航空                                  | 航空旅客<br>ターミナル<br>(※ 1) | 段差の解消            | 87%                                                                                                                                                  | ○バリアフリー指標として、案内設備（文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等）の設置を追加<br>○2,000 人以上 / 日の施設を原則 100%<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                     |                        | 視覚障害者誘導用ブロック     | 95%                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                     |                        | 案内設備<br>(※ 2)    | 95%                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                     |                        | 障害者用トイレ<br>(※ 3) | 97%                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                     | 航空機 (※ 4)              |                  | 99%                                                                                                                                                  | 原則 100%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備（車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音声による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備）の設置等が含まれる旨を明記。

※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

表－２ 各施設等の 2025 年度末に向けた次期目標について②（青字下線：現行目標からの追加・変更）

|            |                                                 | 2019 年度末<br>(現状)  | 2025 年度末までの目標                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|-------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道路         | 重点整備地区内の主要な生活<br>関連経路を構成する道路                    | 63%<br>(※ 1, ※ 2) | 約 70%                                                                                                                                                                                                                         |
| 都市公園       | 園路及び広場                                          | 57% (※ 2)         | ○規模の大きい概ね 2 ha 以上の都市公園を約 70%<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                                                        |
|            | 駐車場                                             | 48% (※ 2)         | ○規模の大きい概ね 2 ha 以上の都市公園を約 60%<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                                                        |
|            | 便所                                              | 36% (※ 2)         | ○規模の大きい概ね 2 ha 以上の都市公園を約 70%<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                                                        |
| 路外駐車場      | 特定路外駐車場                                         | 65% (※ 2)         | 約 75%                                                                                                                                                                                                                         |
| 建築物        | 2,000 m <sup>2</sup> 以上の特別特定建<br>築物 (※ 3) のストック | 61%               | ○床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の特別特定建築物を約 67%<br>○床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働<br>きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進<br>※公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベ<br>ーターの設置等のバリアフリー化を実施する |
| 信号機等       | 主要な生活関連経路を構成す<br>る道路に設置されている信号<br>機等            | 99%               | 主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則 100%                                                                                                                                                                                          |
|            | 音響機能付加信<br>号機                                   | —                 | 主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されてい<br>る信号機については原則 100%                                                                                                                                                              |
|            | エスコート<br>ゾーン                                    | —                 | 主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されてい<br>る道路標示については原則 100%                                                                                                                                                             |
| 基本構想等      | 移動等円滑化促進方針の作成                                   | 8 自治体<br>(※ 4)    | 約 350 自治体 (全市町村 (約 1,740) の約 2 割)                                                                                                                                                                                             |
|            | 移動等円滑化基本構想の作成                                   | 304 自治体<br>(※ 5)  | 約 450 自治体 (2,000 人以上 / 日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村 (約 730) の約 6<br>割に相当)                                                                                                                                                          |
| 「心のバリアフリー」 |                                                 | —                 | ○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備す<br>る<br>○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約 50% (現状：約 24% (※ 6))<br>○高齢者、障害者等 (※ 7) の立場を理解して行動ができていない人の割合を原則 100% (現状：約<br>80% (※ 8))                                                           |

- ※ 1 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約 4,450 km が対象。  
 ※ 2 2019 年度末の数値は集計中であるため 2018 年度末の数値。  
 ※ 3 公立小学校等 (小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校 (前期課程に係るものに限る。)) で公立のものは除く。  
 ※ 4 2020 年 6 月末の数値。  
 ※ 5 2020 年 3 月末の数値。  
 ※ 6 2020 年 6 月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。  
 ※ 7 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。  
 ※ 8 2020 年 6 月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

## 4 おわりに

昨年成立した改正バリアフリー法により、バリアフリー教育の充実や車椅子利用者用駐車施設等の適正利用など、「心のバリアフリー」を広く国民に浸透させるとともに、2021 年度以降のバリアフリー整備目標に基づき、公共交通機関や建築物等のバリアフリー化を着実に推進することに加えて、視覚障害者の悲惨な転落事故を防止するた

め、ホームドアの整備を加速化していきます。

バリアフリーは成熟した国家の品格を体现するものであり、東京大会をいよいよ目前に控えた今、大会のレガシーとしての「真の共生社会の実現」に向け、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を進めていくことが極めて重要であり、着実にバリアフリー化されるよう精力的に取り組んでいきたいと考えていますので、関係者の皆さま方におかれましても、引き続きバリアフリー行政の推進にご協力いただきますようお願いいたします。